

第57回 防衛省
政策評価に関する有識者会議

令和8年8月13日

午後１時３０分 開会

○山谷座長 それでは、ただいまから第５７回防衛省政策評価に関する有識者会議を開催いたします。皆様、本日はご多用のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、事前のご案内のとおりオンライン会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に、事務局よりご挨拶がございます。お願いいたします。

○今井企画評価課長 ７月３１日付で防衛省大臣官房企画評価課長に着任しました今井でございます。本日はよろしくお願いいたします。

申し訳ありません、本日は官房長の小野が所用のため欠席させていただいております。

これより、政策評価を担当いたします審議官の吉野からご挨拶を申し上げます。

○吉野審議官 今、ご紹介がありました吉野でございます。政策立案総括審議官に着任いたしました。政策評価を担当させていただきます。８月７日付で本職に着任いたしました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、委員の皆様方におかれましては、本会議にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の会議におきましては、租税特別措置等に係る事前評価と事後評価、また施策の事後評価につきましてご審議をいただく予定でございます。政策評価は、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、国民への説明責任を果たすという観点から実施が求められているものと承知をしてございます。防衛省としましても、政策評価の結果を適切に政策に反映させる考えでございます。また、政策評価を客観的に、かつ充実したものとするためには、委員の皆様方から率直なご意見を頂くことが大変重要であると考えておりまして、委員の皆様方におかれましては、幅広く、そして忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○今井企画評価課長 ありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきます。山谷座長、よろしくお願いいたします。

○山谷座長 それでは、審議に入ります。

事務局からご説明をお願いいたします。

○野上総合政策班長 事務局の企画評価課の野上でございます。よろしくお願いいたします。

では、本日の議事次第についてご案内させていただきます。資料の議事次第をご覧ください

い。

本日の議題は、2つございます。1件目は令和8年度政策評価書（事前評価）について、そして2件目は令和8年度政策評価書（事後評価）についてでございます。

本日はオンライン会議を円滑に進行するため、委員の皆様から事前にご質問、ご意見を頂戴し、その回答につきましては会議資料としてあらかじめ配付させていただいております。それをお踏まえいただいた上でご審議をいただきたいと思います。

では、これより担当部署から評価対象事業の概要についてご説明させていただきます。追加のご質問やご意見等ございましたら、適宜ご発言をいただきますようお願いいたします。

なお、ご発言に当たりましては、お名前を名乗っていただき、座長から指名を待ってご発言をいただきますようお願いいたします。

また、本日の会議は、15時までを予定しております。

では、早速ですが、議題1の令和8年度政策評価書（事前評価）についての説明に入らせていただきます。

なお、例年、この時期に実施しております新規研究開発事業は含んでおりません。本年中に予定をしております国家安全保障戦略等の、いわゆる3文書の改定の議論の中で、その結果によって新規研究開発に係る事業内容の修正や見直しなどが見込まれております。こうしたことから、概算要求時におきましても、その詳細を確定できないため、今後事業内容の詳細が確定し明らかになった際に、必要に応じてご審議をいただくことと考えております。このため、本日は租税特別措置等の3件が評価対象となります。

それでは、担当課よりご説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源の用途に係る軽油の課税免除の特例措置につきまして、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）からご説明をお願いいたします。

○榎平班長 防衛装備庁事業監理官付の榎平と申します。では、本件は自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源として使用する軽油に係る軽油引取税の課税免除措置について、恒久化を要望するものでございます。

まず、本措置の概要ですが、自衛隊の船舶、または自衛隊が通信の用に供する機械等を使用する軽油につきましては、現在、軽油引取税の課税が免除されております。現行の時限措置は令和9年3月31日までとなっております。本措置が必要である理由としましては、自衛隊の船舶等が、弾道ミサイル対処や、海賊対処、災害派遣等、極めて公益性の高い任務

に従事していることがその理由でございます。このような任務に使用する軽油は課税されるべき性質のものではないと考えてございます。

ここで、仮に本措置が終了してしまった場合には、新たな税負担が発生することとなります。自衛隊の活動に必要な経費は引き続き確保する必要がありますので、その負担は最終的に国費で賄われることとなります。このため、予算の増額が認められなければ、防衛省・自衛隊が必要とするほかの経費を圧迫することになり、自衛隊の活動が制約される可能性がございます。

ですので、こちらの恒久化を要望するというものなのですが、また本措置自体は、もう平成21年度以降3年ごとに延長されてきましたけれども、その間必要な軽油を確保する上で極めて高い政策的効果がございました。自衛隊の活動は将来にわたって継続するものでありますので、都度の延長ではなく、恒久的な措置とすることが必要であると考えております。

以上を踏まえまして、事前評価の結果として、本措置の恒久化を要望するものでございます。特に、本措置は自衛隊の公益性の高い任務の遂行と安定的な燃料確保の観点から必要なものと考えておりますので、長年継続して効果を発揮してきた制度であることから、恒久化を要望してございます。よろしくお願いいたします。

○山谷座長 ありがとうございます。

ただいまのご説明について、事前のご質問・ご回答を踏まえた上で、さらにご意見、その他ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、次に進みます。なお、もし、後でまたご質問がありましたら時間を取りますので、そのときにお願いいたします。それでは、次の説明をお願いいたします。

○中井班長 防衛装備庁装備政策課中井と申します。ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置についてご説明させていただきます。

自衛隊が自らの船舶の動力源として用いる軽油を調達する場合は、軽油引取税が免除されているところ、ACSAの下で、オーストラリア軍、イギリス軍、フランス軍等に当該免税軽油を提供する場合についても、課税、みなし課税がされないよう、これまでの税制改正により課税免除の特例措置がなされているところです。この適用期限は、地方税法附則に基づき、令和9年3月31日までとされています。

現行制度に関しましては、免税軽油について、ACSA締結国に対し、追加的な財政負担や都道府県知事の事前承認を要することなく、現場で必要となる軽油を迅速かつ円滑に融通

することを目的としております。

この措置がない場合には、ＡＣＳＡに基づき免税軽油を締結国に提供する際、自衛隊に追加的な財政負担が発生し、締結国との安全保障協力及び効果的な運用を阻害するおそれがあること、また免税軽油を諸外国に提供する際に都道府県知事の事前承認を要する場合、安全保障上の判断を都道府県知事に委ねることになり、現場で生じるニーズに迅速に対応できないおそれがあります。このため、ＡＣＳＡに基づき締結国の軍隊に免税軽油を提供する場合の課税免除の特例措置の恒久化を要望するものです。

ＡＣＳＡに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化の説明は以上になります。

○山谷座長 ありがとうございます。

今のご説明につきまして、事前のご質問・ご回答を踏まえた上で、さらにご意見、その他ございましたらお願いいたします。

佐藤丙午委員から手が挙がりましたので、お願いいたします。

○佐藤（丙）委員 佐藤です。

これは事前質問でもよかったのですが、微妙な問題だと思いましたので、この場で伺いたいのですけれども、ＡＣＳＡの関係でいえば、確かこのような協定が韓国との間ではなかったと思うのですが、実際上のオペレーションで考えたときには、アメリカ経由で韓国とか、韓国が直接になど、そのような形で燃料を求めるケースが出てくると思うのですけれども、そのときはどういうふうな措置をされるおつもりなのでしょうか。もしくは、逆にいうと、この措置はＡＣＳＡに限定するのではなくて、韓国も含めたほうがいいのかという判断もあると思うのですが、それはいかがでしょうかということも含めてです。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、ご回答をお願いいたします。

○中井班長 装備政策課担当です。

そちらの問題に対して今すぐお答えできる材料を持っておりませんので、もし可能であれば、追って別途回答させていただければと考えております。いかがでしょうか。

○佐藤（丙）委員 承知しました。ありがとうございます。

○山谷座長 それでは、そのようにお願いいたします。

ほかにごありますか。

ないようですので、次のご説明をお願いいたします。

○中井班長　続きまして、防衛装備庁装備政策課中井が説明させていただきます。重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置になります。

こちらも同様に、自衛隊が自らの船舶の動力源として用いる軽油を調達する場合は軽油引取税が免除されているところ、重要影響事態安全確保法等、この中には重要影響事態安全確保法、米軍行動関連措置法、国際平和協力法、船舶検査活動法が含まれておりますが、それらに基づく後方支援活動において、当該免税軽油を外国軍隊に提供する場合、課税、みなし課税がされないよう、平成29年度税制改正により課税免除の特例措置がなされているところです。この特例措置は、地方税法附則に基づき、令和9年3月31日までとされています。

現行の特例措置は、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動における迅速かつ円滑な軽油提供を確保することを目的として、軽油引取税の課税及び都道府県知事の事前承認を免除する制度となっております。

この制度がない場合、免税軽油を諸外国に提供する際、自衛隊に追加的な財政負担が生じ、諸外国との安全保障協力及び効果的な運用を阻害するおそれがあること、また免税軽油を諸外国に提供する際に都道府県知事の事前承認を要する場合、安全保障上の判断を都道府県知事に委ねることになり、現場で生じる緊急のニーズに迅速に対応できないおそれがあります。

このため、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動において外国軍隊等に免税軽油を提供する場合の課税免除の特例措置の恒久化を要望するものです。

説明は以上になります。

○山谷座長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明について、事前のご質問・ご回答を踏まえた上で、さらにご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、次のご説明をお願いいたします。

○野上総合政策班長　それでは、これから議題2の説明に入らせていただきます。

令和8年度政策評価の事後評価につきましては、施策の政策評価が26件、それから恒久的な事業に係る租税特別措置等が5件、これが評価対象となっております。

施策の政策評価ですけれども、防衛省では、令和5年3月に国家防衛戦略及び防衛力整備計画を踏まえまして、防衛省における政策評価に関する基本計画を策定し、防衛省の政策を26の施策に分類しております。

この基本計画におきましては、令和5年度から令和9年度の期間内に少なくとも1度は政策評価を行うこととしており、今般、本基本計画において事後評価の対象としている26施策の評価を実施いたしました。本日は、そのうち総合評価方式により評価書を作成した3施策について担当課よりご説明をいたします。

それでは、資料2の6ページをご覧ください。まずは、海上保安庁との連携・協力の強化につきまして、統合幕僚監部首席参事官付からご説明をお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。

○芦沢総括班長 統合幕僚監部の芦沢です。よろしくお願いいたします。

施策名は、海上保安庁との連携・協力の強化になります。

3番の施策等の概要のところを見てください。この施策の概要でございますけれども、特定の時期に取組を進めるといったものではなく、不断に進めるといった性質のものになります。主に自衛隊側と海上保安庁との連携の強化を進めていきます。特に、武力攻撃事態などの有事を想定し、防衛大臣による海上保安庁との統制要領、これに基づいた連携を、様々な取組をもって進めていくということが概要になります。

具体的な中身については、4番をご覧ください。4番のところに書いてありますが、大きく分けて3つの取組を実施しております。

1つ目が、①に書いてあるとおり、情報共有・連携体制の強化と書いてあります。日本語ではふわっと書いてありますが、これは何を言っているかということ、自衛隊と海上保安庁はそれぞれ海上で警戒監視活動を実施しております。海上の船など、いろいろな情報を集めておりますので、一言で言うと、両者で取得した情報について必要なもののやり取りを適時適切に実施し緊密に連携するという情報の共有というものをやっております。これが①です。

2つ目については、②にありますとおり、この中に（a）と（b）とがありますが、2つ実施しておりまして、そのうちの（a）のところに書いてあるものです。これは、2023年に海上保安庁の統制要領といったものを策定しました。自衛隊法80条に、もともと有事の際に防衛大臣によって海上保安庁を統制することができるという規定がありましたが、その具体的な手続きについては戦後ずっと策定をされておらず、2023年に初めて、防衛大臣によって海上保安庁を統制する要領を策定しました。これによって、有事の際に自衛隊は自衛隊でしかできないことをしっかりやる。海上保安庁は、海上保安庁が強みを発揮してやれることをやる。そのすみ分けをきちんとするといったようなことが可能になりました。この統制要領、対応要領を作るというところが2つ目になります。

最後に、3つ目の取組になりますが、(b)のところで、共同訓練と書いてあります。統制要領を定めましたので、これからは共同訓練を積み重ねていくといったフェーズになっております。2023年に統制要領を定めて以来、これまで4回の共同訓練を実施しております。机上と現場、それぞれ合わせて4回実施しております。

5番の課題のところになりますが、大きな問題は生じていないというふうに評価をしております。唯一、あえて課題として申し上げれば、これを継続していくということになります。特に、海上保安庁も自衛隊も、運用を取り巻く環境は厳しくなっています。少子高齢化で人もなかなか増えませんし、新たな装備も入れていかなければいけません。それから、安全保障環境も厳しくなっています。3年前に統制要領を策定し、3年間訓練を行ってきましたけれども、これからもやっていかなければいけません。これが課題になります。

次のページになりますが、6番の今後の方向性のところに入っていきます。事後評価としては、必要性、効率性、有効性それぞれ十分あるというふうに自己評価をしております。

必要性については、安全保障環境が変わっておりませんので、ますます自衛隊と海保が一緒になってやっていく必要がありますし、効率性のところについても、統制要領を定めたことにより、お互いの限られたリソースをきちんとすみ分けを意識しながらできるということで、効率的な活動につながっております。有効性についても、有事を想定して共同訓練を積み重ねていきながら、いろいろと手順やマニュアルに不備がないかといったものを、不断の改善活動をやっていくものですが、有事を想定しているものではありませんが、それが平時の警戒監視など情報収集活動におけるお互いの連携にも役立っているということですので、政府全体としては有効性もあるだろうと考えております。

今後の施策等への反映のところへいきますが、引き続きいろいろな政策文書の中でも、この海自と海保の連携というものは下ろすことなく確実にやっていきたいと思っております。概要については以上になります。

○山谷座長　ありがとうございました。

それでは、今のご説明につきまして、事前のご質問・ご回答を踏まえた上で、さらにご意見等ございましたらお願いいたします。

佐藤丙午委員、お手が挙がっていますので、お願いいたします。

○佐藤（丙）委員　ありがとうございます。

海保と自衛隊の協力を強化することは重要であるということは重々に分かった上で質問をします。これは、事前質問をするとまずいかなと思いましたので、口頭でご質問を申し上げます。

ますと、過去の海難事故等々を考えると、海自と海上保安庁は利害の衝突関係が生じる局面があるのではないかと思います。これは、過去の自衛隊が起こした艦船の事故を考えてみると明らかで、そのときに、海保との連携強化が図られることによって、いわゆる統制する側と統制を受ける側の間の垣根を必要以上に低くしてしまうのではないかという懸念があると思います。

特に、情報共有という意味においては、最終的に事故が起こったときの証拠保全ということが恐らくあるでしょうから、その辺りの、原子力であれば、原子力規制庁と原子力委員会のすみ分けのような緊張関係をどのような形で維持するかをどう担保しているかということをお聞かせいただきたいというのが1点です。

2点目は、海保との情報共有というものは非常にいいと思いますけれども、体制強化と書かれていますが、具体的にどのような体制強化がされたかということについての言及がないと思いましたので、それをご説明いただければと思います。

以上でございます。

○山谷座長 ありがとうございます。2つのご質問でございました。ご回答をお願いいたします。

○芦沢総括班長 ありがとうございます。

1点目につきましては、自衛隊と海上保安庁の組織的な性質や役割については一切変えることなく、言い換えれば、海上保安庁法の第25条の海上保安庁は軍隊ではないといったものを堅持しながら統制をするということをスタートとしているものでございますので、緊張関係は生じないと、そのような整理の下進めています。

特に、有事を想定した統制要領になりますので、有事の際に、自衛隊は敵勢力の排除、自衛隊にしかできないことに専念をすると。それ以外の事故対応、人命救助、住民避難等の対応については海上保安庁にお願いしますと、このようなすみ分けをはっきりさせるということが、目的の第1番でやっているものでございますので、先生がご指摘のような、どちらの管轄で、緊張関係というものは、有事においては、そのようなものは起きない制度になっておりますし、正直なところ、そのようなことが起きる余裕もないと考えております。

2点目の情報共有の体制強化になりますが、幾つかの面があります。情報共有と一口に言っても、現場レベルと本庁同士があります。現場レベルも、艦艇と艦艇の間、艦艇と航空機の間、管区本部とこちらの司令部の間、それぞれがありますので、それぞれのコンタクトポイントの本庁から部隊に至るまで定めて、カウンターパートは誰とやり取りをすればいいの

かということをお互いのコンタクトポイントを交換して、それに基づいて、平時と、それから共同訓練のときにはやっています。これをもって、1つの統一的な体制を持っているというふうに評価をしております。それ以外にも、少しソフトなものなど多くあるのですが、先生が問題意識を持たれているような情報共有における体制というところで行くと、それが一番近いかなというところでは。

○佐藤（丙）委員　ありがとうございます。

7ページの情報共有の図を見ると、灰色括弧の一番最後に、本省と海上保安庁の間では秘匿可能なデータ通信システムが整備されているということですし、これは、要は中央でデータを1回吸い上げて、そこからまたお互い配するという体制が出来上がっているというふうな理解でよろしいのでしょうか。今、部隊同士でとおっしゃいましたが、部隊同士のデータ通信システムを共通化している、もしくは秘匿化しているということも含むというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○芦沢総括班長　両方可能です。

○佐藤（丙）委員　ありがとうございます。

○山谷座長　ほかにご質問はございますか。

佐藤達男委員のお手が上がりました。お願いいたします。

○佐藤（達）委員　どうもご説明ありがとうございます。

海保は軍隊ではありませんということを日頃言い続けたとしても、有事の場合に海保の船艇が攻撃される可能性は否定できないと思います。そのときに海保がどのように対応するかということ、あらかじめ決めておく必要はあるのではないかと私は思います。特に有事の場合は、防衛大臣の統制の下で海上保安庁長官経由で動くわけですから、その対応の仕方については、防衛大臣としてもある程度の責任を有しているのではないかと思います。

今回、私は事前質問をさせていただきましたけれども、防衛省さんは、「これについて答える立場にありません」という回答でした。中身をどうするかの問題は別にしまして、あらかじめ対応を決めておくことが極めて重要だということを申し上げたいと思います。

○芦沢総括班長　ありがとうございます。

ご意見ということでよろしいでしょうか。

○佐藤（達）委員　結構です。中身をここで議論するということはできませんので、対応をあらかじめ決めておくことが極めて重要だという意見として申し上げておきたいと思います。

○山谷座長　ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方はご質問等はございますか。よろしければ、次のご説明に入ります。よろしいですね。

では、次のご説明をお願いいたします。

○野上総合政策班長 では、続きまして、資料2の30ページをご覧ください。海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用に関する取組につきまして、防衛政策局戦略企画参事官からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○小林班長 それでは改めて説明をさせていただきます。戦略企画参事官付の小林と申します。よろしくお願いいたします。

海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用に関する取組ということで説明をいたします。

位置づけといたしまして、この取組自体は防衛力整備計画にも記載をされております。この取組について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有等の様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港・寄航等の取組を推進すると。これによって、海上秩序及び既存の国際的なルールに基づく空の利用の安定のため、我が国の意思と能力を積極的かつ目に見える形で示すということを書いてございます。

ここに記載されているものが令和4年度から7年度にかけてどのように実績として積み上げられてきたかというところを、下段にあります5つの観点から分析を行っております。この5つの分析の項目自体も、先ほど申し上げました整備計画に書かれているものと共通しているものがほとんどでございますけれども、1つ目が諸外国との会議及び共同訓練・演習、2つ目が諸外国への装備・技術協力、3つ目が諸外国への能力構築支援、4つ目が様々な機会を捉えた艦艇や航空機等の寄港、最後の5つ目が海賊対処行動及び中東地域における情報収集活動で、これらの取組の実施状況について定量的かつ定性的に分析を行っております。

次のスライドをお願いいたします。

まず1つ目の諸外国との会議及び共同訓練・演習になりますが、主にインド太平洋地域におきまして同盟国・同志国等との共同訓練を積極的に推進しております。また、ADMMプラス海洋安全保障専門家会合といった多国間の会合、会議の枠組みにも積極的に参加をしております。これらの取組による効果といたしまして、自衛隊の演習・共同訓練による戦術技量の向上であったり、共に訓練を行う同盟国・同志国等の相互運用性の向上も見込まれますし、こうした効果があります。また、このような取組を通じまして、各国との連携強化、信頼関係の深化にも資するものと捉えておりまして、これらによって、地域における抑

止力、対処力の向上に寄与しているものと評価、分析をしています。

2 番目の装備・技術協力でございますけれども、海洋安全保障確保の観点から、インドに対する「ユニコーン」、またオーストラリアに対する「もがみ」型護衛艦等の協力を具体化してきております。こうした取組によりましては、防衛生産・技術基盤の維持・強化に資するものになっていると評価するほか、地域の抑止力の強化や、国際的な安全保障環境の安定化に資する取組であるとも考えております。

次の3 番目の諸外国へ能力構築支援でございますけれども、安全保障及び防衛分野における人材育成や技術支援を積極的に行ってきておりまして、特にASEANや太平洋島嶼国等の国々に対する自律的な能力向上を支援してきておりまして、これらによりまして相手国の海洋安全保障に係る能力向上といった直接的な効果に加えまして、相手国が自律的に安全保障上の役割を果たせる能力を構築するということを通じまして、地域における不安定要因の低減に寄与しているのではないかと評価をしております。また、こうした取組を通じて、人的ネットワークの形成や信頼関係も醸成してきています。

次の4 番目の様々な機会を捉えた艦艇や航空機等の寄港についてですが、先ほど1 番目で申し上げました共同訓練や演習といった機会を捉えまして、共に訓練を行った国々の港や空港、港湾に寄港を行うというところも実際に行ってきております。これによりまして、シーレーンの安定的な利用の確保や各国との連携強化、信頼関係の醸成といったところにつながっていくと分析をしております。

最後の海賊対処行動及び中東地域における情報収集活動でございますけれども、特にソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動や、今は中東地域での情報収集活動を継続的に実施してきております。これによって、我が国を含む国際社会にとって極めて重要なシーレーンであるソマリア沖・アデン湾における海賊行為の抑止や、我が国は今、原油の輸入量の約9割を中東に依存しているというところもありますので、日本関係船舶の航行の安全の確保といったところから、シーレーンの安定的な利用の確保に寄与していると評価をしてございます。

今まで申し上げましたこのような5つの分野での取組を通じた結果ということで、各取組が相互に補完をして、単独では得られない多層的な効果を発揮しています。また、国際公共財の安全かつ安定した利用の確保に向けて地域の平和と安定に寄与してきているというふう

に評価、分析をしております。

一方で、課題といたしまして、国際的な安全保障環境が一層複雑・高度化しているという

ところを踏まえますと、今後もこのような海洋安全保障を推進していくに当たっては、先ほど申し上げた5つの各種の取組について引き続き行っていくに当たっては、自衛隊の限られた資源によってより効果的に対応していくことが必要になってきます。また、地域的な特性などを踏まえつつ戦略的に推進していく必要があるというところが課題としてあるのかなと考えています。それに加えて、装備・技術協力になりますけれども、各施策を進めていくに当たっては、相手国の制度や運用環境の違いなどに対する制約にも十分な対応をしていく必要があるというところも課題の1つと考えております。

それらの課題を踏まえて、今後の方向性として、これまでの5つの分野での取組をさらに進めるというところから、地域的特性を踏まえた協力・連携を実施していくとともに、国際情勢や取組状況を踏まえ、必要な見直しを行いつつ、基本的な方向性を維持していきます。また、我が国の海洋安全保障及び国際協力に資する取組を着実に推進していくことが必要だということを、今後の方向性として考えております。

説明は以上になります。

○山谷座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、事前のご質問・ご回答を踏まえた上で、さらにご意見あるいはご質問がございましたらお願いいたします。

佐藤丙午委員、お手が挙がっています。お願いいたします。

○佐藤（丙）委員 今のこのスライドの最後の分析結果のところをもう一回見せていただけますでしょうか。

これを拝見すると、課題と今後の方向性は非常に理解できるのですが、これと分析結果がマッチしていないのではないかという気がします。つまり、分析結果としては、多層的効果を発揮して地域の安定と平和に寄与したのに、なぜそこから先に出てくる課題というものが分析結果を踏まえたものではないのかということが疑問に思いますので、そこについての補足をお願いしたいと思います。

さらに、最初に頂いた評価書の30ページに、防衛力整備計画の説明は、政策効果の把握・分析のところで、我が国の意思と能力を積極的かつ目に見える形で示すということが目的だとされていますけれども、その下に、抑止力の向上や地域の安定といった効果が多様な要因によって云々と書いてありますけれども、これらいくつか行われたイニシアチブの5つの領域の観点から分析されていますけれども、では、これが果たして本当に抑止力の向上や地域の安定にどれだけつながったのかということについての評価がないような気がします。

さらに言うのであれば、ここで、その後、31ページ以降、これまでどのような共同訓練を行ったかを含めた5つの観点、領域の分野においてどういう活動をされたかということがずっと細かく書いてあり、これ自体は非常に魅力的なというか、魅惑されるのですが、これが国際的に見たときに、日本の試みがどれだけのものなのかという相対的な評価がないような気がします。

政策効果の把握・分析の中の4のところの下から3行目に、定量的把握を基本的にするとおっしゃりながら、この評価書の中で出てくるのは基本的には羅列であって、定量的にどれだけかということについての評価がなされていないような気がします。これは、諸外国との比較や、行った政策がどれだけの効果を及ぼしたかなど、このように書く以上は、もっと定量性というか、定量的な分析があつてしかるべきだと思うのですが、その点についてはいかがでしょうかということが質問になります。以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。それでは、ご回答をお願いいたします。

○小林班長 ご指摘ありがとうございます。

1つ目の分析結果と課題、方向性がつながっていないのではないかというご指摘はごもっともだと考えますので、適切に直させていただきたいと思います。

それから、2つ目の定量的な評価についても、ご指摘のとおり少し分かりにくいところがあるかと思うので、定量的な評価が分かりやすいように修正を施したいと思います。

すみません、今この場で直接的な回答ということは、できないのですが。

○佐藤（丙）委員 もちろん。ありがとうございます。

○小林班長 直させていただきます。

○佐藤（丙）委員 よろしく申し上げます。

○山谷座長 では、佐藤丙午委員、これは宿題という形でよろしいでしょうか。

○佐藤（丙）委員 もちろん。ここで、こう変えるべきだ、こうするべきだというものが出てくる話でもないと思いますので。全体のロジックの中で言っていることと書いていることが違うということが気になったまでです。ありがとうございます。

○山谷座長 分かりました。それでは、小林班長、ご対応をお願いいたします。

ほかには、南島委員からお手が挙がっていますので、お願いいたします。

○南島委員 南島です。ご説明ありがとうございます。

もう佐藤丙午委員からかなりご指摘をいただいていますけれども、少し違う角度で1点だけ。まず評価書はかなりいろいろな資料をつけていただいて、一個一個は分かりやすく丁寧

に書いていただいているなという印象を受けております。今日のご説明だと、1、2、3、4、5の一つ一つを聞いていると、これはこれで分かります。他方で、これを5つまとめて海洋安全保障だと、国際的な安全保障環境の向上に向けた取組だといったときに、一気に抽象度が上がってしまいます。佐藤委員も言及されましたけれども、そここのところを1つのくくりとして見せるときに、どのような見せ方がいいのか、あるいは評価の仕方ができるのかというところが、1つの焦点になっているのかなと思います。

1点、角度が違うコメントと申し上げたのは、今度3文書改定をされるということなので、議論されているさなかかと思えますけれども、もしかすると、このくくり方でいいのかどうか、いいという場合には何をポイントとして見るのかというところも併せてご議論いただいてはどうでしょうか。もし、今回評価をする際に説明が難しいというのであれば、評価ができる単位に少し整理をしていく必要もあるのかなと思いましたので、佐藤委員のご発言というものは、もしかしたらもっと大きなフィードバックループの中で見ていく必要がある部分もあるのかもしれないと感じました。一つ一つの取組がかなり大きくなってきているということもあるかと思えますので、佐藤委員のコメントに加えて、私も重ねてコメント申し上げておきたいと思えます。

以上です。ありがとうございます。

○山谷座長 ありがとうございます。

南島委員、これはコメントという形でよろしいのですか。

○南島委員 はい、すみません。ありがとうございます。コメントで。質問ではございませんので、この場でお答えいただく必要はございません。コメントでございます。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、山田委員のお手が挙がっています。お願いいたします。

○山田委員 山田です。いろいろと難しいテーマのご説明をありがとうございます。

1つは、今話題の中東地域のことなのですが、そこでの情報収集活動をされているということですが、もう少し具体的に書くことができないのかなというのが1つです。

それからもう一つは、なぜホルムズのテーマが出てこないのかなと思いました。

以上、2点です。

○山谷座長 ありがとうございます。

それではご回答をお願いいたします。

○小林班長 ありがとうございます。

より具体的に書けないかというところも、改めて確認して、検討させていただきたいと思っています。

○山田委員 もう一つ、ホルムズの認識について記述が全くないのですが、それはなぜだろうかと思います。

○小林班長 この評価書は令和4年から7年度までの取組を評価することになっていて、その期間での活動などをまとめたものですので、その期間で話題に出てこなかったというところが1つの要因になってきます。

○山田委員 では、今後の課題というか、政策そのものは続くのでしょうか。

○小林班長 はい。

○山田委員 対象地域というか、重要地域をどう認識されるかということになるのかなと思いました。

以上です。

○小林班長 ありがとうございます。

○山谷座長 ありがとうございました。

ほかはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次のご説明をお願いいたします。

○野上総合政策班長 では、続きまして、資料2の61ページをご覧ください。人的基盤の強化につきまして、人事教育局人事計画・補任課からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○菅原室長 人事計画・補任課の菅原と申します。よろしくお願いいたします。

施策名は人的基盤の強化についてでございます。

施策等の概要については3項になりますけれども、人口減少等によりまして自衛官の募集が困難な状況にあることに加え、自衛官の中途退職者数も増加傾向にあることから、安定的な人員確保というところで、この取組について実施しております。方向性としましては、働きがいの向上や働きやすさの確保により、人を中心に据えた組織づくりを進めていく必要があるとしまして、具体的な取組を進めております。

1枚おめくりいただいてよろしいでしょうか。図のところで状況については記載しているのですが、具体的な方向性としましては、まず1つ目が働き方改革の推進、2つ目が女性の活躍推進を実施するというところで取り組んでおります。

64ページのほうに進んでいただいてもよろしいでしょうか。これらの取組をしまして、

政策効果の把握・分析をしております。まず、志願者数の増加というところと、中途退職者の減少というところが結果として出ております。資料として図をつけさせていただいておりまして、65ページのところに志願者数の増と中途退職者の減の推移表をつけさせていただいております。

これらを踏まえまして、今後の課題としまして、68ページでございます。今後としても、引き続き人員を確保していく必要があることから、働きがいの確保と働きやすさの向上をさらに進めていく必要があると考えております。

6の今後の方向性としましては、それを踏まえまして、令和8年3月に防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画というものを設けておりますので、これらに基づきまして、これまでの取組を一層推進していき、自衛官の安定的な確保を進めていきたいと考えております。こちらの取組計画のほうでは、女性自衛官の採用数等の数値目標のほか、働き方改革に関する事業も記載しておりまして、より一層人員をしっかりと確保していけるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、人的基盤の強化に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山谷座長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、事前のご質問・ご回答を踏まえた上で、さらにご意見ございましたら挙手をお願いいたします。

山田委員が挙手されています。山田委員、お願いいたします。

○山田委員 これは、これまでの政策評価ということなのでしょうけれども、よく自衛隊に入っているいろいろと手に職をつけたい、キャリアアップを図りたいといったタイプがいると思うのですが、そのときに、今の時代になると、システムエンジニアというか、そのような手に職がつくようなことも考えられないのかなと思いました。意見です。以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、佐藤丙午委員からお手が挙がっていますので、お願いいたします。

○佐藤（丙）委員 これは、自衛隊への求職者が少ない理由を本音のベースでどういうふうに把握されていますか。というのは、例えば64ページの女性自衛官の採用・登用率で、目標値が17%以上で現状値が17.3%というのが、多分いいのかもしれませんが、全自衛官に占める女性比率が、現状値は3%以上目標からマイナスですし、佐官以上の女性比率も0.5%マイナスになっております。要は、多くの場合これまでの施策が成功していないのでは

ないかと推察してしまうのですけれども、女性自衛官の問題も含めて、自衛隊にそれだけ求職者が少ない理由、もしくは離職率が高い理由というものは、どのように分析されて、果たしてここで掲げている諸施策はそれに対応した諸施策なのかということが気になります。

といいますのは、ここで書いている働き方にせよ何にせよ、これは一般社会でいわれている話で、働きがいや働きやすさや女性活躍というものは、防衛省ではなくても、他の省庁も、一般的な政策の言葉遣いとしても全然違和感はないので、防衛省なりの分析をどうされているかということをお伺いしたいのと、防衛省なりの対応はどうされるかということについての追加のコメントを頂ければと思います。以上です。

○山谷座長 それでは、ご回答をお願いいたします。

○菅原室長 ありがとうございます。

まず、自衛官の求職者が少ない理由については、自衛官の特殊性のところ、部隊運用や任務遂行に当たって、例えば艦艇ですと、海上でスマホが使えない時間が長いなど、そのような近年の若者の暮らしに適合しないようなことがあるのではないかと分析を踏まえまして、例えば艦艇でもスマホが使えるようにWi-Fiを整備するなど、そのような取組をしております。それ以外にも、防衛省、自衛隊ならではの働きにくさ、拘束性というものがどうしてもありますので、そのようなところは隊員の意見を酌み入れながら、より一層取り組んでいきたいと考えております。

○山谷座長 ありがとうございます。

○佐藤（丙）委員 ごめんなさい、具体的には何か対応策はありますか。例えば、Wi-Fiの問題はよくいわれますけれども、艦艇でWi-Fiを出していれば、艦船に位置情報が把握されますので、これは軍事的には非常に大きなマイナスになります。

また、自衛隊のこれまでの人事のローテーションを見ていると、幹部自衛官であれば数年置きに中央と地方を行ったり来たりするわけで、家族に非常に大きな負担をかけているような気がします。そうなってくると、組織運営上、結局構造的にもう変えられないものがあるので、それを踏まえた対策を考えていかないと、もしくはその構造自体を変えるような対応を考えていかないと、最終的に、施策はやりましたが、結局結果は出ませんでしたで終わるような気がするのですけれども、その辺りの問題をどのように考えればいいのでしょうかということが、次の質問です。以上です。

○菅原室長 よろしいでしょうか。

○山谷座長 はい、お願いします。

○菅原室長 ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。

まず、W i - F i については、任務等で支障がないものについては順次つける検討をしているほか、生活隊舎、隊員が暮らす敷地内の隊舎についてもW i - F iを整備するなど、より働きやすいように実際に取り組んでいるところでございます。

また、もう一点の、人事ローテーションなど自衛官の人事管理上どうしても変えられないような部分は幾つかございますが、極力各隊員のライフプランに支障のないような形で人事管理ができるように検討は進めております。

以上でございます。

○佐藤（丙）委員 ありがとうございます。

○山谷座長 ありがとうございます。

ほかの委員はご質問等ございますか。

お手が挙がっています。佐藤達夫委員、お願いします。

○佐藤（達）委員 ありがとうございます。

私は、働き方改革等は非常に重要だと思うのですが、もう少し基本的な問題があるのではないかと思います。というのは、日本は、有事の場合には命を賭して国を守る自衛官に対する優遇措置が、ほかの国に比べて極めて低いのではないかと感じております。

米国並みにしなさいとは申し上げませんが、防衛省の問題ではなくて、国として、命を賭して国を守る人たちへの優遇措置をもう少し考えたらいいのではないかと思います。これはなかなか難しい問題だとは思いますが、ほかの省庁並みというのはやはりおかしいのではないかと、私は感じております。これは意見として受け止めていただければいいと思いますけれども、国としてもう少し努力をすべきではないかと感じております。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

もう一方、松尾委員のお手が挙がっています。お願いします。

○松尾委員 最近はこの分野においても人材不足という言葉がよくいわれているところがございますが、今回様々な取組がなされている中で、一旦退職した方を再雇用するときに、やりやすくなるというようなことが見られなかったように思ったのですけれども、何かございますか。

○菅原室長 よろしいでしょうか。

再雇用については書いていないかもしれませんが、従前より退職した自衛官を

再度雇用できるような取組なども別途行っておりまして、人材不足の施策として取り組んでいるものでございます。

○松尾委員 特に、自衛官の方は特殊な業務で、技術があるかと思いますので、途中で辞める方が多いというお話でございましたが、再雇用されたときにも、それほど不利ではなくそれらの実績が生かされるということがあれば、いろいろなワークライフバランスの中で、家庭の事情や転勤の問題などで、場所が変わったとしても、自衛隊という1つのくくりの中で、別のところでの採用というふうなことがあれば、継続した人員の確保にもつながるかと思いますので、そこも強く打ち出していただければと思います。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方はご質問等ございますか。よろしいですね。

それでは、どうもありがとうございました。

○菅原室長 ありがとうございます。

○山谷座長 次のご説明に移りたいと思います。お願いいたします。

○野上総合政策班長 では、続きまして、恒久的な租税特別措置等の5件の説明をさせていただきます。

資料3の1ページをご覧ください。1件目は、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除につきまして、地方協力局地域社会協力総括課から説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

○小川調整官 地域社会協力総括課小川です。

1件目についてご説明させていただきます。評価書の1ページ目をご覧ください。初めに、制度の概要と控除の内容について説明いたします。防衛省では、環境整備法第5条の規定に基づき、自衛隊等の航空機の騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定した第2種区域、すなわち航空機騒音障害区域において区域外に移転を希望する所有者に対し、建物等の移転補償及び土地の買入れを実施しています。この移転措置事業は、騒音問題を抜本的に解消するツールとなっております。

控除の内容としましては、航空機騒音障害区域に所在する土地が環境整備法の規定により国に買い取られる場合に、その譲渡所得の金額から2,000万円を控除することができるという特例措置となっております。

続きまして、本特例措置の必要性についてでございます。2ページ目をご覧ください。2

ページの下のほうですけれども、8の④に記載しておりますが、移転に伴う経済的負担を軽減し、航空機騒音障害区域以外の区域への移転を容易にすることで、特定の住民だけが受けている不利益を是正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することから、移転の促進に必要不可欠であると考えております。

続いて、本特例措置の有効性等についてでございます。こちらについては3ページ目以降になります。まず①のところですが、適用件数については9の①のとおりで、令和3年度から令和7年度までの5年間で、法人税と所得税の件数を合わせると合計283件となっております。

また、5ページ目の上段のところですが、同じく令和3年度から令和7年度に買入れを実施した土地の90ヘクタールのうち約39%に当たる34.9ヘクタールで本特例措置が利用されております。さらに、本特例措置の対象外の土地を除いた場合、買収した土地の約99%で本特例措置が利用され、ほぼ全ての土地で制度が利用されていることがいえます。加えて、令和7年度の移転者に対するアンケート調査では、該当者40者のうち95%に当たる38者から特例措置は必要との回答が得られております。以上のことから、本特例措置により移転を促進するという目標に対して、極めて高い効果があるものと考えております。

一方で、航空機騒音障害区域内にはいまだ多くの建物等が所在しており、引き続き移転を促進する必要があります。また、区域指定から長期間が経過し、騒音状況に変化が生じていることを踏まえ、順次区域見直しを進めており、移転対象者の増加が見込まれております。このため、本特例措置は必要不可欠であり、引き続き継続が必要であると考えております。

私からの説明は以上となります。

○山谷座長 ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対してご質問あるいはご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次のご説明をお願いいたします。

○野上総合政策班長 では、続きまして、残り4件でございますけれども、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除ほか3件ございますが、こちらのほうはまとめて地方協力局参事官からご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○吉田調整官 今、ご紹介がありました租税特別措置について、地方協力局参事官付防衛施設基盤調整官の吉田からご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

資料のほうは資料３の１９ページからということになっております。まず、租税特別措置法につきましては、４項目の特例措置がございます。そのいずれかに該当するものにつきまして、それぞれに要件を満たしている場合、適用可能であるものとされております。この４項目につきましては、国土交通省の所管法令である土地収用法に適用されているものと同様でございます。

防衛省の所管法令である、法律名が長いのですがけれども、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法という法律、今後駐留軍用地特措法ということで説明させていただきますが、この法律は昭和２７年に土地収用法の特例法として制定された経緯がございますので、先に紹介いたしました国土交通省の所管法令の土地収用法に適用されている措置と同等の措置を、駐留軍用地特措法にも適用されるよう措置してきたということでございます。この措置につきましては恒久的な施策ということになってございます。４項目とも譲渡所得の特別控除に関するものでございます。

譲渡の形態によりまして特例措置に違いはございますが、基本的な適用条件はほぼ同一でございますから、一例といたしまして、租税特別措置法第３３条の４に規定されております収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除について説明させていただきます。

概要といたしまして、駐留軍の用に供する土地等が国により買収され、または駐留軍用地特措法の規定に基づき使用または収用され、補償金を取得した場合、一定の要件を満たす場合に限り、譲渡所得から５，０００万円を控除する等の課税の特例でございます。これは、個人の所有する資産が公共のため、または公益のために必要がある場合には、法令の規定に基づき強制的に使用または収用されることとなりますが、このような場合の強制的な手段による資産の使用、または収用も譲渡の形態の１つというものであります。それにより、交付を受けた補償金等が、その譲渡のあった日を含む、年分の所得税の各種所得の収入金額に算入されることになります。

この措置に関する必要性、有効性につきましてご説明いたします。本租税特別措置により、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米地位協定に定めるところに従って提供する義務の履行により、我が国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するものでございます。

なお、日米地位協定第２条３項には、「合衆国軍隊が使用する施設及び区域はこの協定の目的のため必要でなくなったときはいつでも日本国に返還しなければならない、合衆国は施

設及び区域の必要性を前記の返還を目的として絶えず検討することに同意する」とござい
ます。しかし、これはつまり駐留軍はあくまでも一時的に駐留しているということござい
まして、一時的に駐留しているということである以上、当方といたしましては使用権原を取得
することを原則としています。積極的に土地の所有権を取得する、いわゆる収用まで行っ
ておりませんことから、駐留軍用地特措法の適用に係る本租税特別措置に規定されている課税
の特例の適用実績はございません。

しかしながら、法令の規定に基づく強制的な使用及び収用により土地を譲渡した場合にだ
け、この課税の特例を適用することとする制度の下では、公共事業に協力的で早期に任意買
収に応じた者について課税の特例の適用がなく、公共事業の施行について非協力的で土地の
譲渡を最後まで拒み、法令の規定に基づく手続を執ることとなった者についてだけ課税の特
例を適用するという、不合理な結果を招くこととなることから、昭和30年の租税特別法の
一部改正により、収用を背景とする任意買収により資産を譲渡した場合についても、課税の
特例が適用されることとなっております。この改正により、土地所有者から買取りの申出が
なされた土地につきましては、本特例措置の対象として取り扱っているところでございます。

また、駐留軍用地特措法の手続において国が使用に関する裁決申請をした場合、土地を3
年以上継続して使用するといった一定の要件を満たしているものにつきましては、土地所有
者は収用を請求できるという制度もございます。このいわゆる逆収用請求がなされた場合に
は、収用委員会の判断によりまして、国は対象土地を収用しなければならない場合も生じる
ことから、本租税特別措置の適用を受けることになります。

補足として少しご説明申し上げます。防衛省で行っている駐留軍用地買収は、駐留軍用地
は賃貸借契約によることを基本としておりますが、合意の見込みのない場合は、やむを得ず
駐留軍用地特措法の規定に基づき使用権原を取得いたします。

駐留軍用地特措法の手続を進めていくと、土地所有者には逆収用請求権が生じることとな
り、国は請求に応えるべく収用することとなります。このプロセスを考えると、収用権を背
景とする任意買収であるということになります。

次に、実績につきましてご説明いたします。駐留軍用地特措法に基づく使用の実績はある
ものの、租税特措法の適用要件を満たした事例がなかったことから、適用実績はございませ
ん。他方で、収用権を背景とする任意買収にも適用されるため、防衛省所管案件においては、
買収案件を中心に適用実績がございまして、令和3年度、1件、令
和5年度、2件、令和6年度、1件、令和7年度、9件であり、いずれも個人の土地所有者

に係るものでございます。

今後への反映といたしましては、租税特別措置は、土地所有者の税負担軽減を図ることにより、駐留軍の用に供する土地等の権原の円滑な確保に資するものです。さらに、常に土地収用法と整合性を保った税制特例が適用されるように措置する観点から、引き続き本租税特別措置を継続する必要があると考えております。

以上でございます。

○山谷座長 ありがとうございます。複雑で分かりにくい制度ですが、大筋は了解しました。

ありがとうございます。

それでは、各委員の方々からご質問あるいはご意見はございますか。

南島委員、お願いいたします。

○南島委員 ご説明ありがとうございました。

質問ではないです。コメントです。お願いがあるのですが、これは、今、事後評価ということでご説明いただいているかと思います。そうしますと、租税特別措置によって何ができたのか、何が得られたのか、あるいはどういう実績、成果があるのか、国民に説明すべきことは何かという観点、引き続き租税特別措置が必要だというのは税制要求のときにまた出してもらえばいいかなと思うのですが、まずは成果、実績の説明というところかなと思います。

制度の説明に関しては、今回は特に事前に資料を拝見して一定理解をした上で質問等を出させていただいているという前提もありますので、割愛していただいてもいいのかなと思います。成果、共有すべき顕著な実績が特にあれば、あるいはその必要性に係るような、次の要求に係る実績があれば、そこをご説明いただければなというふうに思っていますので、また次回からどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○吉田調整官 ありがとうございます。

今のご意見、ご指摘も踏まえて、今後資料作りに生かしていきたいと思います。ありがとうございます。

○山谷座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方々はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

また、今回のご説明だけではなくて、ほかのご説明に関して、言い忘れた、思い出されたコメントなどございましたら、どうぞお願いいたします。

大丈夫でございますか。

南島委員のお手が上がりました。南島委員、ご発言お願いいたします。

○南島委員 短く申し上げます。特に、2つ目の議題で上がりました施策の事後評価、こちらが大変今までに比べて見やすい形になっています。ただ、分かりやすく、いろいろと説明も工夫をしていただいているのがありがたいことだなと思っていたのですけれども、他方で、量が多過ぎてポイントがややぼやけるところもございました。充実した説明を頂いたかなと思うのですけれども、他方で、働き方改革ではありませんけれども、文書量の縮減も大事なことかなと思っていますので、その点もぜひご検討いただければと思います。

以上でございます。

○山谷座長 そうですね、大変重要なポイントでございます。ありがとうございます。

他の委員の方々はいかがですか。よろしいでしょうか。

少し時間がオーバーしてしまいました。申し訳ございません。以上で本日の議題の全てのご説明が終わりました。追加のご質問等がなければ、本日の審議を終了いたしたく存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員 結構です。

○山谷座長 ありがとうございます。

今回の会議での発言内容につきましては、これまでどおり事務局が発言者の名前を明記した上で議事録を作成し、委員の皆様のご了解を得て、防衛省のホームページにおきまして公表したいと考えております。ご了解いただけますでしょうか。

○各委員 結構です。

○山谷座長 ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

○今井企画評価課長 ありがとうございます。

審議を終えるに当たりまして、審議官の吉野からご挨拶を申し上げたいと思います。

○吉野審議官 審議官の吉野でございます。本日は、ご多用のところ会議にご出席いただきまして、またたくさんのご意見を頂きまして、ありがとうございます。

この場で回答できなかったご質問に関しましては、別途ご回答をさせていただきます。また、海洋安保や人的基盤に関しましていろいろなご指摘を頂きました。政策評価のやり方だけではなく、今後防衛政策を進めていく上でいろいろとヒントになるようなご指摘を頂いたと思っております。この場でも委員の皆様方から言及がございましたとおり、今、戦略3文

書の見直しを行っております。そのようなものの中でも、今日のご指摘を踏まえながら今後の施策を考えていきたいと思っております。

今後も、防衛省における政策評価を充実させて、各種施策の推進に努めてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

本日は、本当にありがとうございました。

○今井企画評価課長　ありがとうございました。改めまして、委員の皆様、貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

本日ご審議いただきました租税特別措置等に係る事前評価3件、また事後評価5件につきまして、確認してお返事すべきご質問も頂戴しましたが、事業の必要性についてはご異論がないというふうに認識をいたしておりまして、評価書にはその旨を記載したいと考えております。ご承知おきのほどをよろしくお願いいたします。

また、ご指摘いただきましたところの評価書への記述の追加、修正等がございますので、有識者会議開催の可否も含めまして、山谷座長とご相談の上、皆様方にご連絡をさせていただきたいと考えております。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○山谷座長　それでは、これで第57回防衛省政策評価に関する有識者会議を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございます。